

総務文教常任委員会

H23. 10. 4 (火)

午前 10時10分～

第3委員会室

1 開 議

2 日程説明

3 議案審査

企画管理部

(1) 第53号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

<説明～質疑>

4 討論～採決

5 委員長報告の確認

6 その他

- ・ 議会報告会及び議会だよりでの委員会報告について
- ・ 次回月例常任委員会について

総務文教常任委員会委員長報告

(23. 10. 4)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）所管分について、その主なものは、安全・安心のまちづくりを推進する経費として、市民の放射能への不安を解消するため、身近な生活環境の放射線量を把握できるように簡易放射線測定器購入に係る消防費災害対策経費の増額補正、また、原子力や石油等の化石燃料への電力の依存度の逡減を図っていくため、本市で可能な自然エネルギーの活用調査研究に係る総務費企画推進経費の増額補正。教育費では老朽化によるガレリアかめおかの空調設備の修繕に係る生涯学習推進経費の増額補正等であります。

質疑の中で簡易放射線測定器が市民に貸し出し可能なこと、自然エネルギーの活用調査については今年度中に方向付けをしていくこと等を確認し、採決の結果は、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案 亀岡市税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税に係る寄附金税額控除の適用下限額を2千円に引き下げること、また、市民税等の不申告に関する過料の上限額を引き上げ、罰則の見直しを行うこと等の改正をしようとするもので

あります。採決に先立ち、富裕層への優遇税制であるとの反対討論がありました。採決の結果は、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案の都市計画税条例の一部改正は、地方税法等の一部改正に伴い引用条項の改正を行うものであり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、所要の規定整備を図るものであり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案 財産の取得については、長尾山市民の森整備事業用地を亀岡市土地開発公社から取得しようとするものであります。昭和61年に公社が取得以来、これまで処理されなかったことに対する質疑や長尾山市民の森整備構想に関する質疑を行い、また、前倒しして今年度に戻すことが経費の縮減につながることを質疑の中で確認しました。採決に先立ち、反対討論として、買い戻し計画を前倒しすることは、他の市民負担が大きい中、更なる市民負担を強いるものであるとの討論がありましたが、採決の結果は、多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案 辺地総合整備計画の変更については、財源内訳を変更しようとするものであり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に第53号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、先の、市職員の不祥事にあたり、本人及び管理監督職員に対して厳しい処分を実施するとともに、特別職としての総括管理責任も重大であるとの判断により、市長及び副市長の10月支給の給料において、それぞれ10分の1を減額しようとするものであります。

採決の結果は、全員をもって可決すべきものと決定しました。

なお、市長自らが責任を取られることは、職員全体への大きな戒めであり、市職員全員がこのことを重く受け止め、今後、このような不祥事が再び起こることのないように、職務に精励されることを強く望むものであります。

次に、本常任委員会に付託された請願について、審査経過と結果を報告いたします。

受理番号10番、消費税の増税に反対する請願についてであります。採決に先立ち、賛成、反対それぞれに活発な討論を行いました。採決の結果は、賛成者少数により、不採択と決定しました。

以上、簡単であります。本委員会の報告といたします。

**職員の不祥事に伴い、
市長・副市長みずから
を処分**

**それぞれ10月支給給料の
10%を減額**

	減 額 前	減 額 後
市長	990,000 円	891,000 円
副市長	791,000 円	711,900 円

**安全・安心のまちづくり推進のため増額補正
自然エネルギーの活用調査と簡易放射線測定機器購入**

【答】

自然エネルギーは1
つに絞ることなく、多
様に小さなエネルギ
ーの創出を考えてい
きたい。測定機器は貸
し出し可能。現在、貸
出し要綱等検討中で
ある。

【問】

風もなく、霧の深い本
市では風力・太陽光発
電は難しい。水力に絞
った調査をしてはど
うか。また、購入した
簡易放射線測定機器
は市民へ貸し出して
きるのか。

**土地開発公社から長尾山市民の森整備事業用地を財産取得
2年計画を前倒しして今年購入することのメリットはあるのか。**

【答】

分割購入の場
合に必要な
る分筆費用や
利息負担が軽
減できるた
め。構想は昨
年度に検討し
た。

【問】

前倒しする理
由はなぜか。
また、購入後
の整備構想は
立っているの
か。